

壱岐市農業委員会定例会（平成30年7月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年7月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ……委員 ・番 ……委員
  - 第2. 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第32号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第33号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
  - 議案第34号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第35号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんお早うございます。暑い日が続いております。体調管理には十分注意されますようお願い致します。それでは、只今より平成30年7月の農業委員会の総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂いて、早速それでは議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番・・委員、・番・・委員にお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではありませんので、適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、2件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

15番 土地の所在

郷ノ浦町有安触字森旅・・・・ 地目 田 面積 550㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が10, 139㎡、畑が5, 780㎡、計の15, 919㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・麦・大豆の作付けです。農機具は耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が33年、子供夫婦共に5年です。通作距離は800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月20日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・です。今、事務局から説明があった通りでございますが、・・・君が耕作する訳でございますけれども、ここのお宅は親子3代揃っております、何ら耕作する事に影響はないというふうに思っております。宜しくご審議の程、お願いしたいと思っております。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第29号15番は決定いたします。

続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、16番 土地の所在

石田町石田西触字高原・・・・・・ 地目 田 面積 4,314㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が77,510㎡です。

申請理由

譲渡人 現在、耕作している農事組合法人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ロータリー、ハローを所有してあります。構成員は14名で常時従事者は5名です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人であるため、適用はありません。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、申請地は現在、水稻を作付けてあります。その後、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月23日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。只今、事務局の方から説明がありました通りです。この・・・さんもメンバーうちでありまして、一寸事情がありまして、組合で買い受けて、同じメンバーとして、これからも耕作にあたって貰うようにしておりますので、皆さん方のご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第29号16番は決定いたします。

続きまして、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触字中原	・・・	台帳・現況地目	畑	面積	150㎡
同じく	・・・	台帳、現況地目	田	面積	269㎡
同じく	・・・	台帳、現況地目	田	面積	589㎡

田が2筆で858㎡、畑が1筆で150㎡、計3筆で1,008㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・

申請理由 申請地に牛舎を建築したいので、申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成30年3月1日に完了を致しております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。赤道の関係で再度、7月20日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今、事務局が説明した通りでございます。2月に農地区分の変更の審査を皆さんにして頂きました。牛舎を作って増頭するという事で本人、そして奥さんが頑張りたいたいという事でございますので、ひとつ皆様方のご

審議をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号、2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願い致します。議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

11番 土地の所在

郷ノ浦町東触字中尾・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 2,111㎡

転用目的 店舗用地及び駐車場

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 申請地に店舗を建築し、残りを駐車場として利用したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、申請農地から300m以内に市役所が存在する。第3種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。7月23日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・地区担当の・・です。事務局の説明の通りでございます。7月23日に譲受人の方と事務局と現地確認を致しました。申請地は、郷ノ浦庁舎の近くでもあり、文化ホールから大谷に抜けるバイパスの人通り、車通りが多い所でありまして、公道に面しておりまして、交通の便もよく官公署も比較的多く、店舗を構えるに集客を見込めるという事で、中華料理店を建築し残りを駐車場として利用したいという事でありまして、周辺は、道路、山林、竹林に囲まれておりまして、周囲の農地へはまったく問題ないかと思っております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号11番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、12番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字垣ノ小坂・・・・・・の一部 台帳・現況地目 畑 面積

951㎡のうち28㎡

芦辺町箱崎諸津触字的野・・・・・・の一部 台帳・現況地目 畑 面積 3190㎡のうち60㎡

貸付人、・・・・・・

土地の所在 芦辺町箱崎諸津触字垣ノ小坂・・・・・・の一部 台帳・現況地目 畑 面積 571㎡のうち74㎡

貸付人、・・・・・・

土地の所在 芦辺町箱崎諸津触字雨沢・・・・・・の一部 台帳・現況地目 田面積 4,549㎡のうち86㎡

貸付人、・・・・・・

土地の所在 芦辺町箱崎諸津触字的野・・・・・・の一部 台帳・現況地目 畑 面積 158㎡のうち34㎡

貸付人、・・・・・・

田が1筆で86㎡ 畑が4筆で196㎡ 計 5筆で282㎡

転用目的 風車運搬用道路

借受人、・・・・・・

申請理由 風力発電の建設に伴い風車を運搬する為、大型車両が通行出来るように道路用地として一時的に利用したい。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域内の農地で、壱岐市よりこの申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は10頁から14頁です。7月20日に・・委員さんと関係者の方の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 担当の・・です。先程、事務局が言われましたように去る7月20日の午後3時20分に・・・・・・の役員であります・・さんと工事関係者、2名の立ち会いの下、説明を受けました。現在、2機運転をしておりますが、その電力が1,500キロワットの出力だそうです。今回は、2機、撤去をされまして、1機で2,000キロワット、大変大型の機械でございますので、運搬車両が既存の道路では通過できませんので、山に道路の新設と今回、5件の農地の一部を通るように拡張工事でございます。工事が12月にありますので、その前の9月より拡張工事が開始されまして、12月頃撤去されまして、2月から運転再開という事で計画されているようでございます。工事が終わりますとまた、元の農地に還るという事でございますので、皆様方のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号12番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、「議案第32号 沓岐農業振興整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、15頁をお願いします。

議案第32号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在、  
郷ノ浦町長峰東触 字真部路……の一部 台帳・現況地目 畑 面積 2,375㎡のうち473㎡

目的、住宅用地

申請人、……………

申請理由、現在、両親と同居しており、家が手狭なため、申請地に住居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は16頁から19頁です。7月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、6番・・委員。

・・委員 この件については、今、事務局から説明があった通りでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号の6番は意見を付して回答いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在、  
勝本町新城東触 字見多賀江…………… 台帳・現況地目 畑 面積 499㎡

目的、住宅用地及び進入路

申請人、……………

申請理由、現在の家が老朽化しており裏山の崩土等の心配もあるため、次男住居の隣接地に住居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は20頁から23頁です。7月20日に・・委員さん

と申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 只今、説明がありました通り7月20日に現地確認を行いました。・・さんは、家の建て替えを計画しておりましたが、今の家の裏山が崩壊の恐れがあるという事で、平成22年に子供さんが家を建てられた横の申請地に建て替えたいとの希望がありました。土留め工事を行うという事でありまして、周辺農地への影響はないかと思えます。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号の7番は意見を付して回答いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、8番 土地の所在、

石田町石田西触 字黒木・・・・ 台帳・現況地目 田 面積1,091  
m<sup>2</sup>

同じく ・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 385 m<sup>2</sup>

計 2筆で1,476 m<sup>2</sup>

目的、農業用機械倉庫

申請人、・・・・・・

申請理由、所有する農業用倉庫が狭隘な為、新たに農業用倉庫を建築したいので、申請地の農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は24頁から26頁です。7月23日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 只今、事務局の方から説明がありました通りです。周辺農地もこの・・さんの土地でありますので、何ら影響はないかと思えます。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号の8番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第33号 「壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、27頁をお願いします。

議案第33号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

郷ノ浦町有安触 字油角・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設  
面積 705㎡

同じく・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 447㎡

同じく・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 713㎡

計 3筆で1,865㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、転用許可を得ずに当該土地に牛の運動場を建設したため、農用地区域の区分変更を申請します。というものです。違反転用の為に県へ報告を致しました所、追認許可相当としての通知が参っておりますので、申し添えておきます。

位置図、写真、配置図は29頁から32頁です。7月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 20日の日に本人と現地確認をした訳でございますが、彼は、多頭飼育を致しております、今、申請地の上に牛舎がありまして、運動場に使用するという事でございますので、何ら影響は無いというふうに考えております。ご審議の程を宜しくお願い致したいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の2番は意見を付して回答いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、

郷ノ浦町若松触 字平田・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 1,552㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は33頁から36頁です。7月20日に・・委員さん

と申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、地区担当の・・・です。事務局の説明のとおり7月20日に現地を確認致しました。・・・さんは、・・・の農業大学を出た後にCBSの方に勤めながらお父さんと一緒に牛飼いをなさっております。会う度々に自分で「やりたいやりたい」と言っておりましたが、お父さんが、まだ若いのでやりきれないという事で反対をされておった訳ですけども何とかお父さんも説得する事ができまして、やっと自分でやろうという気になって地域でも数少ない、本当に貴重な後継者ですので、是非共、皆さんのご審議で進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の3番は意見を付して回答いたします。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在、  
郷ノ浦町若松触 字双六・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 200  
㎡

同じく・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 992㎡

同じく・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 377㎡

計 3筆で1,569㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は37頁から40頁です。7月20日に・・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、事務局の説明のとおり7月20日に現地を確認致しました。・・・さんも、先程の・・・さんの仲間として、年齢も近くて・・・さんの方は、今、農協の方で受精士として活躍され、また、休み、販売前には青年部の活動の中で削蹄なんかなにも積極的に参加しておられます。この度、国の事業を活用しまして、現在はお父さんと一緒に15、6頭飼っておられる訳ですが、自分で30頭以

上の牛飼いをやってみたいという事で大変燃えておられます。昨年私の所に新規、就農で全然農業経験が無い、土地も無い人がやったのを、それに刺激を受けまして、その人も年は5、6歳違う訳ですけれども、その意識が芽生えまして、仲間で大変燃えておる子でございます。皆さん方のご審議で、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の4番は意見を付して回答いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、28頁をお願いします。5番 土地の所在、  
勝本町大久保触 字栗坂・・・・・・ 台帳・現況地目 田 面積 1,707㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は41頁から43頁です。7月20日に申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、5番・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。20日の時は、一寸、所用がございまして、私の方は、一緒に立ち会いが出来なかった訳ですが、後日、一応、確認に行きまして、牛舎を建てたいという事で繁殖農家でございまして、規模拡大で増頭したいという事で頑張っておられますので、何ら問題は無いかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の5番は意見を付して回答いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番 土地の所在、  
芦辺町箱崎諸津触 字小水ノ元・・・・・・の一部 台帳・現況地目 畑 面積 1,606㎡のうち693㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に農業用機械格納庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は44頁から46頁です。7月20日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・でございます。先程、事務局から申されましたように7月20日に現地確認を致しました。・・・さんは、畜産農家でありまして、トラクターの数が色々、耕耘やヨセモンとか肥料ふりとかそれぞれにトラクターを買わなければ出来ないという事で、現在トラクターが5台、軽四輪が3台、ユニット2トンが1台、それにジョブサンを1台、所有されておりますので、機械倉庫がどうしても必要、それとイタリアンとか牧草の倉庫も欲しいという事で、今回、ビワハウスの骨組みを利用しての倉庫だそうでございます。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の6番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第34号と議案第35号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。47頁をお願い致します。議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。48頁～49頁の平成30年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度47頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、10年間のもので田が9筆で9,737㎡、

使用貸借権設定、10年間のものの田が16筆で16,211㎡、畑が2筆で259㎡、計18筆で16,470㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、50頁をお願い致します。議案第35号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。51頁～52頁の平成30年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度50頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する

公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第34号で説明いたしました通りであります。

この計画(案)につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第34号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号と議案第35号は決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。